

宮崎国際大学学生の懲戒に関する規程

令和5年11月24日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎国際大学学則第56条から第57条及び宮崎国際大学大学院学則第41条に規定する学生の懲戒について、適正かつ公正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の対象行為)

第2条 学長は、次の各号の一に該当する行為を行った学生(以下「当該学生」という。)に対して懲戒を行う。

- (1) 犯罪行為及びその他の違法行為
- (2) ハラスメント等の人権を侵害する行為
- (3) 試験等における不正行為及び論文等の作成における学問的倫理に反する行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) 学部規則その他本学の諸規則に違反する行為
- (6) 本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為
- (7) その他学生としての本分に反する行為

(懲戒の種類及び内容)

第3条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 譴責 学生の行った非違行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたってそのようなことのないよう文書又は口頭により注意する。
 - (2) 停学 一定の期間、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止する。ただし、ボランティア活動等の奉仕活動についてはこの限りではない。
 - (3) 退学 本学の学生としての身分を失わせる。この場合、再入学は認めない。
- 2 停学の期間は無期又は有期とし、無期の停学とは、期限を付さずに命じる停学をいい、有期の停学とは、3月以内の期限を付して命じる停学をいう。
- 3 停学の期間は、在学期間を含め、修業年限に含まないものとする。ただし、有期停学場合には、修業年限に含めることができるが、当該学生の卒業証書の授与式は、通常の学生の授与式に停学の期間を加えたもので取り扱う。

(その他の教育的措置)

第4条 学部長又は研究科長(以下「学部長等」という。)は、前条に規定する懲戒のほか、教育的措置として口頭又は文書による厳重注意を行うことができる。

2 学部長等は、前条に定める厳重注意を行ったときは、別記様式1により、速やか

にその旨を学長に報告しなければならない。

(懲戒処分の量定)

第5条 懲戒処分の量定は、別表に定める懲戒処分の標準例に準拠し、次に掲げる事項に基づき、当該学生の状態等並びに行爲の悪質性、重大性を総合的に判断して行う。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の別及びその程度
- (3) 過去の非違行為の有無
- (4) 日常における生活態度及び非違行為後の対応

2 懲戒処分の量定に当たっては、個々の事案の事情に即し、処分を加重軽減することがある。

(事案の報告)

第6条 学生による事件事故が発生した場合、当該学生が所属する学部長等は、学生部長と協議し、その内容を速やかに学長に報告しなければならない。

(自宅謹慎・自宅待機)

第7条 学部長等は、当該事案が第3条第1項第2号に定める停学又は同項第3号に定める退学に該当することが明白であると認めるときは、懲戒処分の決定前に、当該学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。

2 学部長等は、被害者保護を目的とする一時的な自宅待機を当該学生に命ずることができる。

- (1) 自宅待機は、被害者からの申し出があり、かつ、当該学生が待機期間及び待機理由を承諾した場合に限る。
- (2) 待機期間は1週間以内とし、教育を受ける権利への十分な配慮と速やかな事実調査を行わなければならない。

3 自宅謹慎及び自宅待機の期間は、停学の期間に算入できるものとする。

(事実の調査等)

第8条 学部長等は、学生部長と協議の上、学生による事件事故が学生の懲戒に当たる行為と思慮するとき又は学長の指示を受けたときは、慎重かつ速やかに当該事案にかかる事実調査を行わなければならない。

2 学部長等は、前項に定める事実調査を行うため調査委員会を設置しなければならない。なお、この調査委員会は、学生部長を長とする学生部の管轄する委員会をもって代えることができるものとする。

- 3 前項に定める調査委員会は、調査を進めるに当たっては、原則として、当該学生に対して調査する旨を告知し、弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会は、当該学生及び関係者から事情及び意見を聴取し、必要と認められる場合は、資料の提出を求めることができる。
- 5 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。
- 6 調査委員会は、調査終了後、調査内容等を明記した報告書を作成し、学生懲戒委員会に提出しなければならない。
- 7 学生懲戒委員会は、前項の報告書を受理したときは、懲戒事由、懲戒の種類及びその内容に関する事項を審議する。
- 8 学生懲戒委員会は、別記様式 2 による報告書を作成し、前項の規定による判断の結果を学長に報告しなければならない。なお、報告書には処分の内容を付することができるものとする。

(懲戒処分の決定)

- 第 9 条 学長は、教育研究評議会において、前条第 8 項の報告書に基づき懲戒の要否及び処分の内容を協議し、懲戒処分を決定する。
- 2 学長は、報告書の内容に疑義があるときは、当該学部長等に説明を求め、更に再調査を行うことを指示することができる。

(懲戒処分の通知)

- 第 10 条 懲戒処分は、学長が、懲戒処分を受ける学生に対して、懲戒処分書(別記様式 3)を交付して行う。
- 2 学長は、懲戒処分を行ったときは、懲戒処分を受ける学生の保証人に、その旨を通知する。
- 3 懲戒処分を受ける学生の所在を知ることができないとき又は当該学生が懲戒処分書の交付を受けることを拒否するときは、その内容を民法(明治 29 年法律第 89 号)第 98 条第 2 項に定める方法により公示するものとする。この場合において、公示された日から 2 週間経過したときに、懲戒処分書が交付されたものとみなす。

(懲戒処分の効力)

- 第 11 条 懲戒処分の効力は、懲戒処分書を交付したときから発生するものとする。

(懲戒の公示)

- 第 12 条 学長は、懲戒処分を行った場合は、学内掲示板に別紙様式第 4 号により 1 週間公示する。ただし、当該学生の氏名及び学籍番号は記載しない。

(懲戒処分の期間)

第13条 懲戒処分の期間は、処分の効力が発生した日の翌日から起算し、暦日計算による。

(再審査請求)

第14条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、懲戒処分書を交付された日から起算して10日以内に、学長に対して、再審査請求書(別記様式5)により再審査を請求することができる。

2 学長は、再審査の必要があると認めたときは、当該学部長等に対し再調査を指示する。

3 学長は、再審査の必要がないと認めたときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知する。

4 学長は、再審査の結果について、速やかに文書により当該学生に通知する。

5 学長は、再審査の結果により、第9条第1項による懲戒処分の決定内容と異なる決定をした場合は、再度、第10条に定める手続を行う。

6 再審査の請求により、懲戒処分の効力は妨げられないものとする。ただし、再審査請求により懲戒処分の内容を変更したときは、既に行った懲戒処分を取り消す等必要な措置を講じなければならない。

(停学期間の短縮及び解除)

第15条 学部長等は、当該学生の反省の度合い等を勘案し、教授会等の意見を聴いた上で、学長に無期の停学の解除又は有期の停学の期間の短縮を申し出ることができる。

2 学長は、学部長等からの申し出に基づき、当該停学の解除の時期又は期間の短縮を決定することができる。ただし、無期の停学の解除の時期は、当該停学の開始の日から起算して3月未満の日とすることはできない。

(懲戒処分に関する記録)

第16条 懲戒処分を行ったときは、その内容を累加記録簿の賞罰欄に記録する。ただし、本学が発行する証明書等にはその内容を記載しないものとする。

(学籍の異動)

第17条 懲戒に関し、事実調査を行っている学生から、懲戒処分の決定前に、退学又は休学の申し出があったときは、この申し出を受理しない。

2 休学中の学生が停学処分となったときは、停学処分は休学明けから開始する。

(教務上の措置)

第18条 中間試験又は期末試験等、単位認定に係る試験における不正行為により、停学処分を受けた学生の教務上の措置は、不正行為を行った科目は不合格(0点)とし、それ以外の当該学期の履修登録科目は、全て履修取消とする。ただし、当該学期を超えて履修取消の効果が及ぶ科目については、履修取消の対象としない。

(履修手続)

第19条 停学期間終了又は終了見込みである学生は、停学期間終了後の授業等に関する履修手続を、当該学部等の定める期間に行うことができる。

(停学期間中の指導)

第20条 学部長等は、停学期間中の学生に対して定期的に面談及び指導を行わなければならない。

(事務)

第21条 学生の懲戒に関する事務は、学生部において遂行する。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年7月8日から施行する。

別表（第5条関係）

懲戒処分標準例

区分	事 由	懲戒の標準例
犯罪行為等	殺人、強盗、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	傷害行為	退学又は停学
	薬物犯罪行為（脱法ドラッグを含む。）	退学又は停学
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学、停学又は譴責
	ストーカー行為、盗撮行為その他の迷惑行為等の犯罪行為	退学、停学又は譴責
	コンピュータ又はネットワークの不正使用で悪質な場合	退学、停学又は譴責
交通事故	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等悪質な交通法規違反の場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等悪質な交通法規違反の場合	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反	停学又は譴責
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を起こした場合で、その原因行為が重大な過失の場合	停学又は譴責
飲酒	飲酒を強要し重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
研究活動不正行為	発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用等研究倫理に反する行為を行った場合	退学、停学又は譴責
試験・論文等不正行為	本学が実施する試験等における不正行為で身代わり受験等の悪質な場合	退学又は停学
	本学が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為	停学又は譴責
	本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合	譴責
	論文・レポートの作成等における剽窃、無断引用等の悪質な行為	退学、停学又は譴責
その他の非違行為例	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる行為	退学、停学又は譴責
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	退学、停学又は譴責
	本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	停学又は譴責
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、軟禁、拘束等	退学、停学又は譴責
	セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント並びにその他の人権侵害等に当たる行為	退学、停学又は譴責

別記様式1（第4条関係）

年 月 日

宮崎国際大学学長 殿

部局長氏名

下記のとおり、嚴重注意を行ったので、宮崎国際大学学生の懲戒に関する規程第4条第2項の規程に基づき報告します。

記

1 所属・氏名等

所 属：

学 生 番 号：

氏 名：

2 事 案 の 概 要

3 その他参考事項

別記様式2（第8条関係）

年 月 日

宮崎国際大学学長 殿

部局長氏名

下記のとおり、学生懲戒委員会における審議の結果について、宮崎国際大学学生の懲戒に関する規程第8条第8項の規定に基づき報告します。

記

1 所属・氏名等

所 属：

学 生 番 号：

氏 名：

2 事 案 の 概 要

3 懲戒処分の要否

4 処分の理由

（処分の要否及び量定を学生懲戒委員会で判断した場合は量定の理由）

5 学生懲戒委員会承認年月日

6 その他参考事項

別記様式3（第10条関係）

懲 戒 処 分 書

学 部 等：

入学年度：

学生番号：

氏 名：

宮崎国際大学学則第56条及び第57条宮崎国際大学学生の懲戒に関する規程に基づき、次のとおり懲戒処分に処す。

なお、宮崎国際大学学生の懲戒に関する規程第14条第1項の規程に基づき、この懲戒処分書を受領した後、10日以内に宮崎国際大学学長に対して再審査を請求することができる。

（退学の場合）

退 学

（停学の場合）

無期停学又は停学（有期停学の場合は期間を明記する）

（戒告の場合）

戒 告

処分理由

年 月 日

宮崎国際大学長

印

別記様式4（第12条関係）

告 示

宮崎国際大学学生の懲戒に関する規程に基づき、次のとおり懲戒処分を行った。

1. 懲戒処分となった学生の学部等

2. 処分の内容

（退学の場合）

退学

（停学の場合）

停学

（譴責の場合）

譴責

3. 処分理由

年 月 日

宮崎国際大学長

別記様式5（第14条関係）

再 審 査 請 求 書

年 月 日

宮崎国際大学学長 殿

学 部 等 :

入学年度 :

学生番号 :

氏 名 : 印

私は, 年 月 日付けで懲戒処分を受けましたが、これについて下記の理由により再審査を請求します。

記

（再審査請求の理由等）